

更衣時間・徒歩時間問題を労基署に申告！

大阪台車検査車両所では、台車検査を施行する現場で始業点呼が行われるため、総合事務所棟6階の大阪台車検査車両所の更衣室で作業服への着替えと、安全帽子（ヘルメット）、保護メガネ、プロテクター付の安全靴を着用し、大台両の点呼が行われる現場までの徒歩移動が必須の条件となっています。

そこで、2023年4月21日に大阪台車検査車両所渡邊恆平所長に対して、更衣時間と始業点呼場までの徒歩時間に対する未払い割増賃金の支払いを求めました。（J R 東海労大阪車両所分会情報『CHANGE No.59～61』参照）しかし、期限までに支払われていなかったことから茨木労働基準監督署に状況の報告と申告を行ってきました。

現場点呼は大台両とSEK台車・機動職場だけ！

会社は、制服通勤を抑制しないと言っていますが、通勤回送乗車時に座席の上に荷物を置くことも認めない会社であって、汚れた制服での乗車を認めるのでしょうか？何より、出勤したら庁舎6階まで行き、面着（氏名札）を返すことを指示しています。つまり、出勤したら制服だろうが私服であろうが庁舎6階の大阪台車検査車両所の詰所まで行く必要が生じるのです。しかも、この現場点呼は鳥飼基地総合事務所棟に在所する事業所では大阪台車検査車両所とSEK台車・機動職場だけなのです。

労基署が現場視察に入ることを明言！

会社は、J R 東海労が2021年9月15日に要求した「大阪台車検査車両所における総点呼、始業点呼を6F事務所棟で行うこと」について、業務委員会の議論の中で、点呼上のスペースに問題があると回答しましたが、組合から「では、退出点呼は庁舎で行うのはなぜか」と質され返答に窮したことから、2022年9月20日の同じ要求に対しては「現場が適切に判断している」と回答を変更しました。いずれにしても、始業点呼だけを現場で行う理由は全くなりません。以上の訴えに対して労基署は現場に視察に入ることを明言しました。

J R 東海労は、これまで3年間に遡る更衣時間・移動時間の未払い割増賃金の支払いと、今後の対応を改めることを要求します。